

第一章 名古屋城の築城

その1 公儀御普請

服部 英雄

名古屋城築城は公儀御普請の代表事例とされる。名古屋城調査研究センター・歴史部門では公儀御普請の全容解説も課題としている。

はじめに

名古屋城の築城に関する一次史料（リアルタイム史料）は少なからずある。しかし分散しており、全体が史料集としてまとめられてはいない。名古屋城調査研究センターには各地の研究機関と連携して、関係史料を網羅していく課題がある。旧大名家には知られざる未公開史料が保存されていよう。悉皆収集には、なおかなりの時間を要するから、現在刊行・公開されている周知史料から帰納できること、わかることによって骨格を提示したい。巷間に存在する諸説の真実性を吟味できる。

以下はシンポジウム当日の発表（その1 公儀御普請 その2 名古屋城普請—慶長十四年と十五年）を元にしている。ただし当日は発表時間がきわめて限定されていた。以後にも報告者相互はEメール連絡にて質疑応答し、確認また再解釈を行っている。それを踏まえつつ現段階の知見を示すことが重要と考え、再構成した。

ただそのことにより質疑応答などタイムラグによる不整合が生じており、そのことをおことわりする。当日の記録そのものについては前掲木村慎平紹介のシンポ配布資料ならびにYouTubeを参照されたい。

*史料出典は、大史は大日本史料（大日本史料稿本・史料総覧も含む）の編冊と貢ないし年次を、名史は『日本名城集成 名古屋城』（小学館、一九八五年）の史料番号を指す。後者は前者も採録するが、補遺分を欠く。

一 歴史用語の確認

まず用語を確認する。CiNiiによつて関係の研究をWEB検索してみた（以下二〇二一年十一月の段階）。論文題名の数は、

天下普請7・公儀普請13・御手伝普請9・国役普請6・助役普請0（助役大名1・川普請助役2・助役組織2）

となる。論文題では、天下普請・公儀普請・御手伝普請・国役普請が使われており、最も多いのは公儀普請だった。

つぎに東京大学史料編纂所DBから、史料上の用語をWEB検索してみた。

天下普請0（天下御普請0）・公儀普請2・公儀御普請18、御手伝普請2（御手伝は80）・国役普請13・助役普請は0（助役御普請0）、助役なら425

公儀普請の語は編纂史料における史料の題名や見出しにもあるから、原史料に「公儀御普請」とあつても、「公儀普請」の検索にヒットする。それらは史料の表記そのものではないから除外した。史料上に公儀普請の文言があるものは「於江戸 公儀普請」（慶長十・毛利文書）（年未詳）端裏書「公儀普請」（醍醐寺文書）などがあった。

天下普請は史料上の用語にはまず使われていないし、あつても研究者が用いている「天下普請」の通例とは異なるニュアンスのようだ。「天下普請の場へ乗物押置」（『史籍集覽』福島太夫殿御事・江戸御普請）、また「今度從天下御普請」（『御記録』『山内家史料』本稿三二頁、五七頁）という用例があつた。ニュアンス・文脈が少しちがう。

つぎに辞典類で見出し項目をWEB検索すると、『国史大辞典』では手伝普請（御手伝普請）・国役普請の見出し項目はあるが、天下普請については項目がない。公儀普請・助役（すけやく）は『日本国語大辞典』に見出し項目はあるものの、他の辞典項目にはなかつた。「助役普請」は史料編纂所DBにも辞典類にも用例はなく、歴史上の語彙ではな

い。役と普請は「助」の目的語としては重複する。「普請助役」も大日本史料の綱文に一例あるが、史料中にはない。「普請」と「助役」は連語にはならないらしい。

「天下普請」は村井益男氏（『江戸城』中央公論新社、一九六四年）の使用が確認できるし、より以前からの使用もきっとあるだろうが、研究者の命名による概念らしく、史料用語とはいづらい。「公儀普請」も歴史概念ではあるが、歴史上の用語かといえば違和感もあって、幕府への敬意として「御」を付す「御普請」「公儀御普請」の用例が圧倒的に多かつた。学術語としては「公儀」があつたほうがわかりやすいし、他の時代と混同されにくい。

それで筆者は今後、当時のひとたちが使用し、今日でも誤解されるとの少ない「公儀御普請」の語を用いることにした。

二 公儀御普請を命令できるのはだれか

関ヶ原合戦以降に、軍役である公儀御普請を命令し、行使できたのはだれなのか。

管見では徳川家康・秀忠父子以外にはいなかつた。築城に関する他の命令者はいない。いくぶん類似する慶長十三年・東山大仏（方広寺）造営があるから比較しよう（以下、大史十二編六、五八頁、慶長十四年正月是月条）。ただし築城ではなく寺院の例になる。これに関する家康や、豊臣秀頼が発給した文書は残っていないので、『当代記』記事から検討すると、「金子を自秀頼公被出」「秀頼公可有建立」とある。主体・出資者は秀頼で、「是（＊秀頼公より出された金子）ヲ大御所ヨリ被請取、又大御所ヨリ此代ニ被出兵糧」とある。秀頼は家康に金子を渡し、

それを家康は兵糧にして秀頼に送った、との意と読める。金子貸与によって実施される兵糧提供であつた。秀頼が金銀材木を集めるために黃金千枚吹きの分銅を江戸に下され、それをもとに板金に吹いたところ、三十四、三十五枚ほど不足したとある（日葡辞書に Itagane イタガネ（訳）銀、または金の延金）。分銅は貨幣にしなければ使用できず、原材料を秀頼が渡した。秀頼の依頼に家康は作業（労働提供）はしたが、金銭的な負担はしなかつたと読め、黄金千枚を含む資金はあくまで発願者、また檀那である秀頼からだつた。

土佐山内藩の御記録では「慶長十三戊申秀頼公京都大仏御造営被仰付」とあるから、一見指令（仰付）があつたように読めるけれど、實際は中井大和守が木材を土佐にも求めてきた。二月晦日中井大和守書状に「大仏之御材木ニ付而、従秀頼様以金銀御買被成」「大仏御用木之儀買可申」とある（『蠹簡集残編』、『山内家史料』では御手許文書ほか。同書四三頁）。土佐藩が進上したわけではなく、売買である。秀頼は山内家に禄高を与えていたわけではない。giveがないから、提供takeを要請できないのは当然で、命令権限はない。大名ということでは相互に対等だった。

* 当時木材切り出しは制限できた。慶長十二年、土佐藩では隣国の伊予・松山城加藤嘉明から本山材木を所望されたが、「駿河御普請に付、人夫ありあわせ申さず」として謝絶している（『御四代記』『山内家史料』三六頁）。本山は直轄山林だったのだろう。その年駿府（幕府）の方へは一万丁を献上した。翌十三年、駿府城火災による要請を受けてさらに「權現様江、御材木千式百本」を献上している（『御記録』同上三九、四〇頁）。

また日向記では「良木ヲ売人ニ便（たより）テ求ラル」、大坂に着船して売人や手代が来て請取、大棟木の松丸太・長さ十四間は代銀九十貫目、そのほか六間から九間の末物は十六貫で売り渡したとあって、秀頼が支出する資金による商行為で調達した。大名は商人への口利きなど便宜は図つた。

しかしながら西国中国北国大名は兵糧を或二万石、一万石、五千石、千石と秀頼に献上した（『当代記』）。家康は秀頼に勧め、多くが協力した。義務（命令）ではなく進上である。『大日本史料』は綱文を「諸大名米穀ヲ贈リテ役ヲ助ク」と立て、頭注にも「助役」と見出しをつけている（十二編六・六〇頁）。吉川家譜（大史十二編六・一〇六〇頁）に「来年ハ尾州清須之御ふしん之由候、なこやへと申へ御とり易候するなど、申候、ふしみにも御ふしん之由候、大仏之手つたひも入申之由」とある。大名のなかには他の公儀御普請も大仏助役も同じとみたものもたしかにいた。旧主の菩提を弔う。家康も積極的に手伝っていた。命令がなくとも豊臣恩顧大名は支援し、資金提供もしたといえる。けれども「慶長日記」によれば、淀殿は「関東より御合力もなし」と憤った、とある（大史・六五頁・十四年正月是月条、慶長日記は岐阜市図書館本に寛文八年、源忠房跋）。淀殿は当然、諸国大名が御手伝するものと考えていたようだし、寄付も一定程度あつたけれど、満足しなかつた。

似てはいたが非なるものである。それより以前、慶長六年に小出播磨守・片桐市正が奉行となつて四天王寺を再興しているが、全国に呼びかけた形跡はない（秋野坊文書・史料稿本）。

秀頼による軍役は唯一、大坂冬・夏の陣がある。大名（藩主）の兄弟

などの参陣・籠城はかなりの例がある。しかし周知のことながら藩主本人は一人として参陣しなかった。元和元年四月十五日、大野治長使者が和歌山城浅野長晟を訪ねてきた。籠城の要請で老臣が対応、秀頼も書状で援兵を依頼してきたが、いずれも拒否だった（浅野家譜、大史十二編十八・一〇九頁）。浅野長晟の場合は秀頼から禄を得ていたと考えられる（後述）。おなじく細川忠興にも大野治長から度々、淀殿からも数通の文が来て大坂籠城を乞われたが、動かなかつた（細川家記・同上十八・一五二頁、これらの書状は寛文八年火事で焼けた、とある）。

三 公儀御普請は外様大名の力を削ぐためなのか

公儀御普請についてはおもしろおかしい説が流布しがちである。その典型は豊臣包囲の布陣が目的というのだ。名古屋築城で大坂包囲効果があるのか。冷静に考えれば合理的な根拠も説得力もない。だが一般にはこの視点¹¹反「豊臣・豊臣恩顧大名」が基調となつて、諸説がある。慶長十五年、名古屋城に助役した二十大名は全員が豊臣系大名であつた。秀吉の親戚である浅野、木下、子飼であつて親戚筋であつた加藤、福島。公儀御普請で動員されたのは、たしかに外様¹²豊臣大名ばかり。そして名古屋城の御普請にあつた大名のうち、加藤（清正）・福島・生駒・田中・加藤（嘉明）・寺沢の各家は改易され、金森も転封、のち改易され、江戸時代を通じては大名を全うすることはできなかつた。

では幕府はそれを望んで計画的に普請をさせたのか。随伴する副次現象はあつたかもしれないが、そうした目的があつたとは考えられない。改易はそれぞれの理由・事情があることで、外様ばかりではなく、松平忠輝、徳川忠長ら一門、また譜代も多く消えた。いざれでも御普請・御

手伝との因果関係はない。結果からの推論はできない。はたして公儀御普請は外様敵視策といえるのか。改めて一次史料に立脚した学問的な観点にたつて考え方直したい。

（A）公儀御普請はすべて大名負担なのか・藤堂高虎への加増
〔幕府は一文も払わなかつた〕という見解がある（たとえば門井慶喜『家康、江戸を建てる』祥伝社、二〇一六年）。公儀御普請は外様大名の力を削ぐため、という論調と視点を共有する。

じつさいは千石夫¹³百姓役には扶持米が給付されている（本書堀内報告）。一日五合で石高が五十万石なら五百人で九ヶ月分だから、六七五石すなわち一六八七俵（四斗俵）、現米なら一度に渡すこともけつして容易ではない数である。幕府は一度には二十大名に支給できなかつたらしく、工事終了の家康黒印状が六月二十日に渡されると、六月二十四日および七月七日に扶持米が給付された。九月晦日に黒印状が渡された大名もいて、二度に分けられたと推定する。ほかに石船また石綱船を調達する際は拌領金を渡している。慶長十年江戸城の場合は島津忠恒の石綱船三百艘調達に対し、黄金一百五十枚を渡した（『島津国史』）。慶長十一年では「御手伝覚書」に「浅野紀伊守船数三百八十五艘差出申候、右為入用、從公儀金子百九十二枚五両慶長九年八月拌領、石船差出候面々（＊以下「十九家を列記」）とあつた（『山内家史料』）。特注である石船・石綱船の調達は城作りの第一歩だつた。ただしこれらの金額は必要額のごくごく一部である（二艘当たり、小判一枚か）。通常の軍事動員の範疇を超えるものに若干補助をしたようだ。

軍役提供には戦時ならば合戦で得た土地を褒賞に与える。加増である。

合戦はなかつたから、ふつうなら与える土地はない。しかし築城の功による加増の事例はあつて、慶長十一年、藤堂高虎は江戸城修築の功績で備中国に二万石を得た。知行目録によれば後月郡・山田郡・浅口郡にて二十五ヶ村だった（「高山公実録」、大史十二編四・三四六頁）。

(B) 公儀御普請が賦課されるのは外様のみか

本多豊後守に宛てた年欠九月十一日家康黒印状がある（『譜牒余録』）。

「其地之普請一段被相稼之由」とあつて、普請に關わる。豊後守は三河国岡崎藩主本多康紀と思われ、譜代大名に普請命令が出た事例である。

慶長十六年の名古屋城普請では松平家乗が「金森代」として参加した（山村文書・名史二〇二）、家乗は譜代であつて家康の一字「家」を得てゐる。代となつた事情はわからないが、譜代が普請に参加した一例である。

『大日本史料』は上記本多康紀への黒印状を名古屋城とした（大史第十二篇七・六七八頁、名史二三九）。しかし名古屋城ではないようで、慶長十六年三月、禁裏御普請に康紀は伊勢守として参加していく、まだ豊後守ではなかつた（「禁裏御普請帳」大史十二編八・三三二頁、慶長十六年三月是月条）。名古屋城関連の家康黒印は慶長十五年九月晦日の発行で十一日ではない。また「留守中之儀」など他の黒印状にない文言がある。築城ではないが、慶長十六年三月からの禁裏仙洞御所造営は「禁裏御普請（帳）」「仙洞御普請」と表現されている。垣築地修理のようだが、作事ではなく普請とされてゐる（以下大史十二編十一・三八頁、同年三月是月条）。家康が発令し、板倉内膳正重昌が奉行人で、京都所司代であつた父親板倉伊賀守勝重が支援した。公儀御普請である。総計二五一名の

大名で、内訳はまず諸国大名が一四二人、つぎに駿府衆が二五人、江戸衆が四一人、大坂衆が四四名となつてゐる。名古屋城の二十大名と比較すると大がかりで、動員範囲の規模がちがいすぎた。冒頭には越前少将（松平忠直）、越後少将（松平忠輝）、尾張右兵衛督（徳川義利）、徳川常陸介以下前田利長、利光、池田輝政、利隆らがいる。家康の子供が四人で二人は御三家が含まれていた。禁裏御普請は築城ではないが「役」（やく・えき）である。外様に限定されとはいひない。

(C) 同時期に複数の普請場を持つことはないのか

普請は軍役と同じだから、同時期に複数の普請場（丁場）を受け持つことはない。シンポジウムでもそうした前提で発言があつた。

伊東祐慶は家康から六月二十日付の黒印状を得た（名史一一八）。『日向記』は名古屋城のものとする。名古屋城では（慶長十五年）六月二十日の同じ日付で他の普請大名にも同文で発給されていて、二通が確認でき、文言も共通する。伊東への黒印状は慶長十五年名古屋城普請だと見える。しかし彼には与えられた丁場がない。いっぽうで『日向記』は慶長十四年十二月、丹波亀山城の普請を仰付られたとも記している（大史十二編、四一五頁）。このことから伊東祐慶は年末に亀山城御普請を命じられ、同時に正月ないし二月からの名古屋城普請も受け持つた、と考へる。名古屋の方は人夫の提供で、丁場（現場）は持たなかつたと推定する。よつて同じ年に複数の普請が命じられたことはあつた。御普請はのちになると、あるいは當時でも場合によつて、金納が認められている（国史大辞典「手伝い普請」松尾美恵子氏）。

上記(B)の慶長十六年三月からの御所造営に従事した総計二五一名

の大名はその年、他の普請は負担しなかつたのか。この年は名古屋城の

此五百石夫大坂秀頼公領分へ毛同前被相配相下也

代記）。動員された美濃伊勢衆の正確なリストを入手し得ていかないが、
「尾州名古屋御普請衆之割」（山内家史料）は前年の十五年段階ながら、
動員が予測された大名だから、参考になる。以下は「禁裏御普請帳」に
も、また「名古屋御普請衆之割」にも双方に名前があつて、慶長十六年・
一年間に重複する普請丁場を持つたとの推定が可能な大名である（慶長
十六年名古屋御普請は閏二月から七月。本稿三八頁）。

秀頼領六十五万七千石に五百石夫だから千三百十四人に相当する人夫を普請期間中（おそらく半年以上）動員した。相當な人数であった。なおこのとき公家領にも課そうとした形跡がある。（摂津国）磯島村は元和初年に公家領（日野家領三百五十六石余）と神社領（石清水八幡領七十四石余）、そして幕府領（二十石）があつた（摂津一国高御改帳）。手違いだつたのか、「理（ことわり）候様ニ」とあつて、日野家側が拒否した（『輝資卿記』権大納言日野輝資日記。大史同上）。知行を得ていないのでから負担する義務はなかつた。秀頼は断れない。

美濃衆・西尾豊後守・光教 加藤左衛門尉・貞泰 遠藤但馬守・慶隆
市橋下総守・長勝 金森出雲守・可重 徳永左馬助・昌重
伊勢衆・一柳監物・直盛 織田民部・信重 九鬼長門守・守隆、たゞ
し鳥羽は伊勢ではなく志摩 古田大膳・重治 稲葉右近大夫・方通
土方丹後守・雄氏

四 御普請での徳川と豊臣

(A) 慶長十二年駿府城御普請・豊臣領への賦課

豊臣秀頼が徳川御普請に従事した例を挙げる。慶長十一年駿府城御普請では豊臣領分に五百石夫が賦課された(大史十二一四・七五二頁)。『当代記』三月二十五日条に

五百石之知行二人宛人夫配課、駿府普請トシテ可相下由也（中略）

也
(中略)

(B) 江戸城普請奉行水原・伏屋の立場、役割

先に禁裏御普請にて駿府衆・江戸衆に統いて大坂衆がいたことをみた。大坂衆は片桐且元、大野修理ら四十四名が登場しており、板倉の指揮に入っていたことがわかる。つまり大坂衆（秀頼配下）は徳川・板倉の指揮のもと禁裏の普請＝軍役に当たった。その逆、豊臣方が普請奉行になつて徳川方がその指揮下に入ることは、なかつた。ただし禁裏御普請の大坂衆の末尾に豊臣方の水原石見守吉勝と伏屋飛驒守貞元の二名がみえている。この二人は慶長十一年江戸城の公儀御普請でも普請奉行だつた。

なわち徳川公儀〔將軍型公儀〕と豊臣公儀〔閥白型公儀〕との関わりで議論されている（笠谷和比古『閥ヶ原合戦と近世の国制』思文閣出版・二〇〇〇年、白峰旬「（慶長十一年）二月廿五日付江戸城公儀普請奉行連署状について」『史学論叢』四七・二〇一七年）。御手伝覚書（朝野旧

聞衷藁）によれば、奉行は内藤金左衛門（正清）・貴志助兵衛（高直）・神田与兵衛（＊将時、福原文書より）・都築弥左衛門（為政）・石川八左衛門（重次）の五名であった（大史・『山内家史料』とも）。しかし同じく『山内家史料』に収録されるいくぶんのちの「御記録」および「御代々記」では「公儀御普請奉行」に、さらに戸田備後守重元・水原石見守吉勝・伏屋飛驒守貞元が加わっている。幕府側の史料と土佐藩側の史料で記述に差異があった。船回送に關わる二月二十五日・諸大名方御船数書立（福原文書・原本は白峰論文、写は東京大学史料編纂所DB）は連判状で、その連署者には内藤金左衛門らのほかに水原石見守、伏屋飛驒守がいた。メンバーには江戸城普請の奉行人のうち、内藤・神田・都築の三名がいたから、水原・伏屋も江戸城・公儀御普請奉行であった。水原・伏屋とはいかかる人物なのか。

前掲禁裏御普請帳で伏屋は千百石、水原は千石だった。大名とはいえない。大身ともいづらい。かれらは大坂衆の最末尾相当の位置に書かれていた。この帳では大坂衆には千石以下のものもいるが、ほかをみると千石が最低である。福原文書での位署も日下にあって、連署者ではもつとも地位（石高）が低かった。

慶長十年、家康の指示により、摂津・和泉国絵図が作成された。摂津国絵図には「伏屋飛驒守・水原石見守」、「慶長十年九月 日 片桐東市正改之」とあった（曾根勇一『片桐且元』吉川弘文館、二〇〇一年、一三九頁）。慶長十年十月十五日の小豆島高頭目録（東京大学史料編纂所に摸本）にも「伏屋飛驒守・水原石見守改」とある。小豆島は豊臣藏入地で、天正十一年より小豆島代官に任じられたのは片桐且元だから、その指揮下にいた。水原石見守吉勝・伏屋飛驒守貞元は、測量と地図作

り、そして普請を得意とする技術者で、それゆえの普請奉行採用である。片桐且元との同一行動が多い（『武家事紀』の金切裂指物使番に水原石見守（吉一）、布施屋飛驒守がみえる。伏屋＝布施屋は夏の陣で森可春に討たれたという）。

水原石見守は後の史料に大坂町奉行とあり、大坂陣の後、京に隠れ、藤堂高虎配下と切り合い鬪死した。その場にいた甥は片桐主膳（貞隆、且元弟）の配下だった（駿府記、高山公実錄、大史十二編二十四〇九頁）。水原、伏屋は片桐且元指揮下にあり、大坂城から出た際には片桐且元と行動を共にしなかった。慶長六年正月、片桐且元は家康から石高を得た（平群郡二万四千石、大史）。江戸城御普請を命じられることは当然で、そこに二名を奉行に登用した。御普請は家康の名による一元的なもので、家康から禄を得ている片桐の配下で技術に長けたものが、普請奉行の一翼を担うことは当然に思われる。

公儀御普請なる軍役体系は、徳川家康を頂点とする軍事の構図そのままである。命令権限を持つものは徳川家康・秀忠父子に限られ、助役の体系には豊臣家も入っていた。公儀御普請は徳川のみを公儀とする一元体系だった。

慶長十二年、豊臣秀頼は十五歳で右大臣を辞退、以後は自死までの八年間、散位のままであって、関白に任じられる要因も可能性も消えていた。関白秀頼は実現しなかったのだから、前掲笠谷氏の「二重公儀」のうち「関白型公儀」は歴史上存在しなかつた。そのことは機会があれば別に言及したい。

その2 名古屋城普請（慶長十四年から十七年）

名古屋城築城の前半、慶長十四年から十七年（普請期）を一次史料に基づき、月・日を追つて明らかにする。このうち靖國神社遊就館蔵「名古屋御城石垣絵図」（丁場割図）および「年次四月十八日名古屋御城御普請衆御役高ノ覚」の月日ならびに年次の比定については、シンポジウム當日にクロノロジカルに説明したが、時間の切迫で細部（個別）の論証は配布レジメに委ねた。質疑応答・討論に十分反映できなかつたかもしがれず、この点は各位におわびしたい。レジメの内容は本報告書各位の見解に反映されている。年次比定は本シンポジウムでの核心であるから、言葉を補いつつ整理して示したい。

津（河戸）ないし、駒野にて殺害されている（細川家記・名史一一〇、同右及川論考。西の丸御藏城宝館開館記念特別展『名古屋城誕生！』二〇二一年）。しかし細川藩の普請奉行は三人いて、位署した中島左近・戸田助左衛門の二人が名古屋にいた。岡村は石切場にいることも多かつたようだし、岡村がいようがいまいが、位署する奉行は二人が名古屋にいたのだから、岡村死亡の日＝五月十三日はこの丁場割図の成立には無関係である。

ではこの絵図の正しい成立時期と位署はいつなのか。

位署が揃うためには、各大名が名古屋に集結していなければならない。二十大名（金森が欠ける場合は十九家）のうち九州組と中国四国組（前年篠山助役組）は別々の到着になつた。細川家（小倉・中津）の場合は二月八日、篠山組であつた毛利家（萩）の場合は三月十三日に到着で、この間には閏二月があるから二ヶ月と五日遅れた。よつて彼らが位署できる上限は、まずはこの日になる（＊上限その1 三月十三日）。

一 欠年史料の年次比定

（A） 靖國神社遊就館蔵「名古屋御城石垣絵図」（丁場割図）の作成時期

（A）の1 位署者＝奉行人はいつ揃つたのか

標記絵図は丁場割図である。年月日の記載がない。助役の二十大名家の普請奉行が各藩二名ずつ位署して、受け持ち丁場を確認し了承したものである。名古屋城普請の解明に不可欠の重要な史料であり、本シンポジウムに参加の及川亘氏によつて原本か、ないしはそれに近いものとされた（「靖國神社遊就館所蔵「名古屋御城石垣絵図」について」『東京大学史料編纂所附属画像史料解析センター通信』八七号、二〇一九年）。

この年欠史料の作成時期については、細川家普請奉行岡村半右衛門の名前が見られないことから、これまで慶長十五年五月十三日以降のもとされてきた。その日に岡村が細川忠利により美濃の石切場である河

（A）の2 位署のない奉行人・不在大名

つぎにこの絵図には二十大名のうち位署していない大名がじつは二家あつた。高松藩生駒家と、飛驒高山藩金森家である（ほか小天守南一ヶ所に浅野が位署し忘れている）。

生駒家は九月晦日付で他の大名に同じく家康黒印状を得ている（太史十二編七・六七七頁、名史一四〇、生駒宝簡集）。西之丸と本丸北面および本丸搦手馬出し石垣には生駒車の刻印がある（ただし二之丸および深井丸の生駒丁場には生駒刻印が見当たらぬ。『市史』考古編高田祐吉）。まちがいなく実績はあるけれど、しかし面々が丁場割案に位署し

ていたこの場にはおらず、署名できなかつた。生駒讚岐守一正は慶長十五年三月十八日に卒した（『生駒藩史』では高松城にて卒）。高松から早飛脚で四日として二十二日、藩主の死で生駒小屋場は喪に服し、奉行人は葬儀参加のため高松へ戻つた。それで位署ができなかつたと考える。

ここから上限を三月下旬とする（＊上限その2 三月下旬）。金森可重家中の欠署については、のちに触れる（本稿四二頁）。

（A）の3 細川家の知見

つぎに細川家が丁場割図（新丁場割り當て・直前第一案）の内容を知るのは三月廿二日以後で、それまでは古い構想しか知らなかつた。

丁場割図では本丸にあつても中国四国紀伊国衆も分散して丁場を持つが、三月廿二日細川忠利書状（松井家文書一六〇七）によれば、本丸は九州と北国、美濃のみ、二之丸は本丸組に後跡（うしろあと）後発組、中国四国紀伊国衆）を加えた全体が持つと記述している。

役にくハはり候中国・四国・きの国衆は、丹波さゝ山ノふしん仕候間、今度之御ふしんハ、本丸ハ不残九州・北国・ミの衆仕候、二ノ丸ハ後跡之衆とも二いりニ仕候事

きわめて古い情報で、丁場割でも実際の工事でも、北国すなわち前田家中は本丸を受け持つことはなかつたし、九州大名であつても稻葉（臼杵）・竹中（府内）は本丸現場を持つていない。美濃衆はそもそも十五年の普請場にいない。後発・中国四国組も二之丸のみではない。毛利、福島、生駒、蜂須賀、浅野、山内、池田、加藤嘉ら多くが本丸を受け持つ

ている。丁場割の新情報を細川家は三月二十二日段階で知らない。位署上限を三月二十二日として先に進む（＊上限その3 三月二十二日）。

（A）の4 繩張り変更と鍬初め

つぎに丁場割図と実際の作業工程の関連を見る。丁場割図は天守の北と西で御深井丸とつながつてゐる。現在はその間は堀切られて空堀になつてゐる。丁場割図の通りに施行した後に現在のような石垣にすることはできない。すでにある石垣の下に新規に石垣を積んで、現状のような高石垣にすることはできないからだ。

この間が堀になると、当然に石垣の面積が増大した。新規に生じる石垣をだれが負担するのかの調整が必要になつた。

四月十九日浅野幸長書状をみる。

卯月十六日之御状、同十七日到来、披見申候扱々早々飛脚ニ而御入候、那古屋御繩張御鍬始ニ付不得隙、今十九日返事相渡候

（浅野三原家文書）備後三原浅野家文書・大史十二編二十三冊補遺
九六頁、および『三原市史』五・資料編一・二（四頁）

浅野幸長が弟但馬守長晟に宛てた書状で、長晟から十六日付書状が十七日に到着したが、那古屋「御繩張」「御鍬始」で忙しかつたので、返事が四月十九日になつたとある。手紙の案件は、豊臣秀頼が浅野長晟に二千石を与えるとしたことへの対応だったから、早急な返信が必要なはずで、この返書と同時に江戸への使いも派遣された。徳川家の了解が得られるのかを打診しなければならない。「御繩張」「御鍬始」で多忙

を極めていたのは返書を書く前、十七、十八日だったとみるのが妥当である。

「御縄張」で設計変更による調整の時間が必要になった。それを受けて四月十七、十八日頃に「御鉄始」になった（十八日か）。「御縄張」による調整にどれくらい時間が必要だったのか。「縄張」を変更すれば、建物位置配置・機能も変更になる。石の調達量も増える。持場も各大名の石高を勘案しなければならない。それも各奉行人位署を終えてからの変更だった。牧助右衛門ら幕府普請奉行は丁場割図どおりに作業を開始するつもりでいた。万端整えて着手するばかりだつた苦心の「縄張」、丁場割を変更できるのは、徳川家康以外にないと考える。家康からの天の声で、本丸御深井丸は堀で分断されることになつた。その調整がついて四月十八日（推定）の「御鉄初」（起工式）になつた。

丁場大名無記入の大絵図作成は三月中旬の大名着任前後、丁場案記入の草稿完成・提示は三月二十三日以降、以後調整期間があつて大名の得心の上で位署が三月下旬、その報告が駿府に届くのが四月上旬、その後に縄張訂正・新丁場案決定（全体図は未作成で修正部分のみ駿府送付か）・「御縄張」、四月十八日の「御鉄初」になつたと推定する。全員の位署は、最も早く想定すれば三月下旬、遅く見ても四月上旬となる。

四つの観点（助役大名奉行人到着時期、生駒家の不在、細川家の認識、鉄初め）からの考察で、結論は整合した。

以上（A）遊就館図が四月上旬までにはできていたことを明らかにした。いずれの識者も（B）年次四月十八日覚書の方が（A）よりも古い情報であることは認めている。もし（B）が慶長十五年であるならば、（B）より新しい（A）は、四月十八日よりも後にできていなければならぬ

が、それはない」と、四月初旬までにはできていたことを論証した。

（B） 年次四月十八日名古屋御城御普請衆御役高ノ覚の作成時期

つきの史料、標記は二〇一九年に熊本大学にて発見されたもので、天守台を加藤清正が担当したことを示す一次史料として脚光を浴びた（熊本大学ホームページ、URL：<https://www.kumamoto-u.ac.jp/daigakujouhou/kouhou/pressrelease/2019-file/release190717.pdf>）。

発見当時から作成年次は慶長十五年といれていて、今回のシンポジウムの議論でも定説とみる識者が多かつた。西の丸御蔵城宝館開館記念特別展の公式ガイド『名古屋城誕生！』も慶長十五年のものとする。おそらく天守受け持ちが加藤清正とあるのなら慶長十五年であると、直線的に結びつけられた。また名古屋城築城過程を月日を追つて明らかにする作業は行われていなかつた。とくに慶長十四年は空白だつたから、十四年四月にはここまで進んではいないと思われたのである。

しかしそれらは推測である。十四年二月に普請が開始されている。十四年四月の可能性をなにも検討しないのはおかしい。以下（B）が十五年ではなく慶長十四年であることを述べる。

（B）の1 山内対馬守は松平土佐守

慶長十五年三月一日、山内康豊は将軍徳川秀忠より松平賜姓と偏諱、そして武家官位を得て、松平土佐守忠義となつた。覚を十五年とすると一月半を経たのに、いまだ山内対馬守のままである。駿府で家康から土佐守に任ずる旨を口頭でいわれたのは十五年閏二月十八日、秀忠より仰付があつたのが二十八日、「宜任 松平土佐守」・「忠」と、賜姓プラ

ス官途、また一字を与える秀忠書判二通を得たのは十五年三月朔日付で

あつた（御記録ほか・『山内家史料』・八一頁）。將軍秀忠の官途状は絶対で、その日から松平土佐守を使用した。なによりこの丁場割図が本人による「松平土佐守」使用の初見である。宛先として使用された例も四月十四日に確認される（同上・八四頁）。四月上旬には「松平土佐守」である。

以上はシンポジウムレジメに記したが、以下を補足する。叙任の口宣

（朝廷発給）が九月二十八日に出されている（同上・八七頁）。「土佐守」で一通、「従四位」で一通だつた。この口宣は追認に過ぎない。武家官位という江戸幕府独自の枠があつて、禁中方御条目十七箇条（『徳川禁令考』）に「一 武家之官位者、可為公家當官之外事」とある。武家官位は幕府の推挙で決定・有効で、もし九月まで「土佐守」を使用しなければ、將軍官途状を軽んじ、朝廷の口宣の方を重くみることになつて、いうならば不忠だつた。ただし対馬守の時は藤原姓（山内）、今度は源姓（松平）で不整合があり、時間を要したか。武家官位とはいうが官のみで位（「従四位」）は朝廷の専権か。禁裏への謝礼一覽が御手許文書にある（八七頁⁽¹⁾）。

（B）の2 生駒讚岐守は生駒左近大夫

みたとおり一正は慶長十五年三月十八日に卒した。死後ひと月、十五年四月であれば左近大夫（正俊）が正しい。旧呼称の生駒讚岐守の使用は、覚が十四年のものである証左といえる。

右筆Ⅱ書記局は書類作成のプロだから、他藩といえども藩主の生死・官位・名前には厳格・敏感で、誤まることはない。ましてや同じ名古屋御普請場にいた。

（B）の3 慶長十五年三月二十二日との差

（A）の3、のくりかえしになるが、慶長十五年であることが確實な年欠三月二十二日細川忠利書状（松井家文書一六〇七）に記された細川家入手すみの情報は、十五年になつて示される新情報とちがいすぎている。北国衆つまり加賀前田家は本丸を担当しないし、ミの（美濃）衆は名古屋城普請を担当しなかつた（美濃の助役は十六年および十七年）。

当時の構想では「坪数六百三拾坪ハ 御二ノ丸西東へ三ヶ所■（虫損）被成御出分」とあるが、現在の名古屋城に、それらしいものはない。慶長十四年段階の当初構想にあつた施設が、「二ノ丸西・東に三ヶ所」（詳細不明）だつた。

古い情報である。もしも「覚」が慶長十五年四月十八日だつたなら、慶長十五年三月二十二日よりもさらに遅い。すでに忠利が知っていたことを、ひと月遅れで連絡したことになる。情報の時間軸が逆になる。

二 慶長十四年の情勢

（A）中国四國勢への「御内旨」「御助役予備」

慶長十四年正月二十五日、徳川家康は義利（のちの義直）を同道し、清須城に入つた。同時に義利の婚約者春姫の父浅野幸長、またその重臣、傳でもある浅野高勝を呼び寄せた。吉日である二月二日に名古屋城普請奉行の名前が公にされた（台徳院殿美紀、蓬左遷府記稿）。この日、名古屋城普請が正式にスタートした。浅野家中も同席したことになる。

公儀御普請では正式な発表がある前から石切場に行つて交渉し、預料を支払つて確保した、という（北原糸子「伊豆石丁場と都市江戸の構築」『赤坂見附 喰違土橋』帝都高速度交通営団、平成七年）。

誰も見たことがない名古屋城。どれほどの規模でどれほどの支出を用意すべきか。

名古屋城普請にて他藩も前々から普請奉行クラスの人間を送り込んでいる。山内家の場合、その記録が残る。慶長十四年段階に、中国四国大名（十四年に篠山助役）である四国・土佐藩山内家に対して名古屋助役の「御内旨」があり、それを受けて清洲に家臣、「御助役予備」を派遣した。

是年（＊慶長十四年）明年尾張修築ノ御内旨アレバ御助役予備トシテ河田清右衛門馬場彦兵衛ヲシテ清洲ニ適シム

（馬場彦兵衛）慶長十四酉年御普請清洲御普請就御沙汰為石運送兼而彼地江被遣之

とある（「藩志内篇・歴世事実」四、および「御侍中先祖書系図牒」（馬場彦兵衛）『山内家史料』（『第二代忠義公紀』）山内神社宝物資料館、一九八〇年、九一・一二二頁）

慶長十四年、御普請開始一年前から、馬場彦兵衛が尾張に遣わされており、石運送に従事した。「御助役予備」となった河田清右衛門・馬場彦兵衛の両名はともに十五年の御普請役でも名古屋に参加している。

「御内旨」があつて、篠山助役組¹¹中国四国大名にも名古屋城公儀御普請は伝えられていた。中國四国衆・ラス九州大名、すなわち西国衆、日本の西半分の大名が名古屋城御普請を助役する方針は決まっていた。それでなければ名古屋城のような大規模な城は築けなかつた。

(B) 慶長十四年細川忠利と家康曾孫千代姫の結婚

細川藩はもともと幕僚から情報を得ることに長けていたという（前掲北原論文）。「覚」を書いて国許に送った三人、岡村半右衛門・戸田助左衛門・中嶋左近大夫は名古屋城の普請奉行で、すでに十四年四月には「御助役予備」の任にあつたと考へる。

慶長十四年三月に細川忠利は、徳川家康曾孫（岡崎信康女子の子）で、徳川秀忠養女となつていた千代姫（小笠原秀政女子）との婚儀が進行していた。細川家中は駿府や江戸に赴くことが多く、御輿受役の松井康之が江戸から随行した。千代姫の母は信康死後、家康と側室西郡局に養育されたという。家康と千代姫は駿府で対面した。彼女の母（登久姫）は一年前に亡くなつたばかりで、対面のようすが「小笠原秀政家譜」にある。情愛はひとしおだつた。三月二十三日に伏見に到着し、豊前中津での祝言は四月二十八日。この間、幕僚からは情報が得やすかつた。
*外様の家でありながら一門の扱いで、秀忠は玖珠郡小田村に化粧料一千石を与えた。細川忠興からも五千石を得たとあつて、破格だった（「細川家記」・大史十二編六・二八四頁、「小笠原秀政家譜」では日田郡に三千石だが、おそらく前者が正しい。二九三頁、中津での婚礼もこの記事によるが、普請は小倉で行われている）。

(C) 四月十八日覚書の数字

名古屋城の縄張図はあらかじめいくつかの腹案が用意された。しかし普請奉行が任じられてまもなく、堀の位置・幅は決まつたと考へる。地形に規定される上、各曲輪の機能があり、家康の築城理念もあつた。江戸城・大坂城のような螺旋スタイルではなく、方形の曲輪を重ねた縄張

が採用される。駿府城や篠山城縄張を発展・展開したものだつた。今残る名古屋城計画図でも堀に関しては現状に近い一案しかない。素案は早期に決定され、次の段階（作事計画）に移る。

四月十八日に記された覚書中、肥後細川藩にとって、ぜつたい必要な数字は天守・本丸・二之丸の坪数だつた。細川藩はこの段階で、天守は千二百九十七坪、本丸は四千三百八十六坪、二之丸は一万七千八百一十九坪五分、二之丸西東三カ所で六百三十坪という数字を知つた。堀の長さ、深さがわかれれば知ることができる数字だ。次は助役の顔ぶれで、「右ノ高ニ割符仕候へハ」とあるとおり、助役する各大名がわかれれば石高もわかるから、その合計を出して、細川家の石高三十万石で負担する分、比率を計算上で割り出した。「御家中三拾万石ニ当分」がそれである。これが細川家に要求される数字で、惣合一千八百十二坪六分八厘だつた。慶長十五年の丁場割では千四百八十八坪だつたから、それなりに的を得た数字が得られた。割符（わっぷ・わりつけ・配りあて）とあつて、数値は坪を基本単位として、分、朱、りん（厘）、毛という細かな単位までがある。精密・緻密な印象を受けるが、坪数さえわかれれば、机上で計算できる数値で、現実には石垣の坪なのだから、厘、毛まで要求されることはない。

「厘」は特別展「名古屋城誕生！」公式ガイドでは「かん」だつたが、「りん」とした。分以下は、八、九が使われるよう十進法である。坪は六尺四方なら面積で、六尺立法なら体積（りゅうつぽ）。（寸）分厘毛がふつうで、朱は不明。岡村・戸田・中嶋らに小数点以下のこまかな数値はどんな意味があつたのか。

(D) 目土居積み

覚書には「目どいつみ」の坪数が記される。「目どいつみ」とは何か。「目どい」は本丸・二之丸に共通する記載で、本丸では本体坪数（四千三百八十六坪）の0.33つまり三分一に当たる数値が「目といつミ留」で千四百六十六坪、同じく二之丸坪数（一万二千六百八十六坪）の三分一が「目といつミ留」、おそらく以上は計算上の数値だが、二之丸西東へ三ヶ所の「目どい」については本体六百三十坪の六割弱で三百六十坪と記されている。

「目といつミ留」は用語として熟知されておらず、展示パンフは「目といつき」と読んだ。たしかに字は「き」に見えるが、同じ文書の他は「ミ」で、「目といつミ＝目土居積み」と考えたい。

三月二十二日細川忠利書状（松井文庫・一六〇七）に「□□（かわ）つの石も二千は□やくに立可申候、もし又、めどひなと候は、不残やくニ立可申候」といつてある。「（質が劣る）河戸石も二千は役に立つ、もし、めどいを積むことがあれば全部使える」といつてある。「めどい（めどひ）」の方が強さ、加工しやすさで許容度が広く、たとえ品質が劣つても、目土居でならば使用可能という意味であろう。

「どい（土居）」とあること、石の質が劣つても使えること、そして本石垣の三分一という計算法から、「目土居」は堀に面した高石垣ではなく、裏側、平面曲輪に面する土居に積まれる、低位石壘＝腰石垣だと判断する。現状でも本丸・二之丸には高石垣背面、内側（曲輪側）土居の下部、およそ三分の一に腰石垣がある。天守に目土居の記載がないけれど、そもそも天守に腰石垣（土居）はなかつたのだから当然、となる。

本石垣に付属する目土居は三分の一だつたが、二之丸西東へ三ヶ所の

目土居は比率が五割七分で高い。よつて立体（ないし平面）構造が違っていた。忠利は「もし又」としており、この時には「めどい」築造は仮定で、忠利は最終案を知らない。

「めどい」「目といつミ留」^ノ目土居積留記事は、細川家史料以外には知らない。「めどい」が記載された四月十八日覚の記事は、三月二十二日の段階で細川丁場に周知された。前年四月覚の書面の記述を閲覧し、細川忠利は本丸・二之丸の助役大名の負担原則（本丸^ノ九州、二之丸は西国全員）を三月二十二日に再確認した、と推定する。すなわち四月十八日覚は三月二十二日書状に先行する情報だった。

覚書には本丸・二之丸の語しかみえない。二之丸の言葉に御深井丸、西之丸が包括されていた。覚書の本丸は天守および目土居を含んで五千八百五十二坪、同じく二之丸が一万六千八百三十九坪五合、西東三ヶ所が九百九十坪である。現在の石垣の長さ（体積）と比較できれば、慶長十四年段階の構想がより詳細にわかるだろう。

（E）中国四国勢・赦免から再開へ

当初は西国全体、篠山組も含めて御普請の予定だったが、いつたん篠山組の参加は中止になった。しかし結果としては西国全体プラス北国紀伊で再開された。これは篠山組は名古屋助役から除かれていたのに、突然に参加することになったという一般に知られる理解とは異なっている。その間の事情を山内家史料から確認する。十五年篠山の工事が想定よりもはるかに遅れた。家康の構想よりも厳重なものにしたためだとう。それで担当奉行は失脚し、高野に追放（出家）と噂された。来年の工事はあるまいと書かれていた。

大隅殿金五より書状遣し候可有御披見候

追而申候仍篠山御普請遲々付て御^{（普請奉）}ふしんふ行衆 御前悪候由申候いまた駿府辺土に隠被居之由申候又高野へ参候由も申候、如件ノ体候へは、来年又候哉、御ふしんをくれ候てハ我々身上相果申候ニきわまり候、内々其地ニ在候内々可申付に為し候へ共失念仕先度^{（奈半利）}なわりより二郎兵衛数馬に役儀候事

修理様迄申進候も来年役ノ儀、右ノ通ニ可申付候御普請おくれ申候者於在之者身上御果候可被成候由被仰出候由候、大かたニ被得相意候ハヽ、さたのかきり可為曲言候、来年のこふしんハ御隠候由申候弥聞届追々可申遣候、恐々謹言

十一月廿八日 康豊（花押）

（『山内家史料』、六七頁、図1）

このうち御隠は御諱と読むとする提案もある。どちらに読むかで反対の意味になる。諱だと、「ゴンベン」や「うかんむり」が確認しづらい。隠は似た字体がある。「如件ノ体候へは、来年又候哉」とあるのは、来年はどうなるのかわからないという意味か。きわめて不安な状況だったから、「御隠」で文意は通ずる。「来年役ノ儀」^ノ御普請が遅れたならば身上が相果てる、くり返される。土佐藩は来年の御普請が遅れたら身上が果てると見ていた。もしそのようなことになつたら、「曲ごと」であると警戒している。

関連する記述が『当代記』にある（大史・慶長十四年九月是月条・六二五頁）。

九月、丹波国篠山の城石垣、普請出来ののち、去る六月、江戸より上る普請奉行内藤金左衛門、駿河に来る。大御所出行のとき、庭上にて目見を欲するところ、甚だ興をなくし給う、是は城普請大御所仰出よりも丈夫にしけるに依て、出来遅々の故なり、かの兩人改易たるべきかと云々

被思召候委曲爰元之様体、水野九郎左衛門殿より可被申達候条、不能一二候、恐惶謹言

二月十一日

本多佐渡守

正信（花押）

山内対馬守様

御報

篠山普請組は今年は御赦免としたが、替わる儀があれば受けるという申し出を家康様に披露したところお喜びであった、とのみ記されている。身上相果てるとしている。身上相果てるとしている。

この記事は康豊書状に一致する。篠山城を担当した普請奉行は、自由な行動を束縛されて、高野に行つた、つまり出家したとされている。両方の史料が語るところを合わせれば、尋常ならぬことが起き、そのままでは進みえない事態になつていた。篠山普請の遅れを激怒した徳川家康の意向次第で、来年御普請が先行き読めない事態になつていた。篠山城には最後まで天守が建つことはなかつたが、こうした出費過剰が影響したかも知れない（翌年の丹波亀山城は藤堂高虎の「進上」という形で天守が建てられた）。

事実はこのあと名古屋城御普請再開という形で展開する。その経緯は（慶長十五年）一月十一日付で本多佐渡守正信が山内対馬守（康豊）に宛てた書状にある（『山内家史料』五八〇五九頁、図2）。

猶以相替候儀御座候者九郎左まで可申入候、以上

如被仰下候年頭之祝儀目出度申納候、然者四國衆当年御普請之儀者、去年丹波之御普請被成候付て御赦免之旨ニ候、尤相替御普請御座候者、可被請取之由示預之通、披露仕候處ニ被入御念之段悦被思召一段御仕合共ニ御座候キ、扱又御舍弟吉兵衛殿弥御勇健之事候間是又御心安可

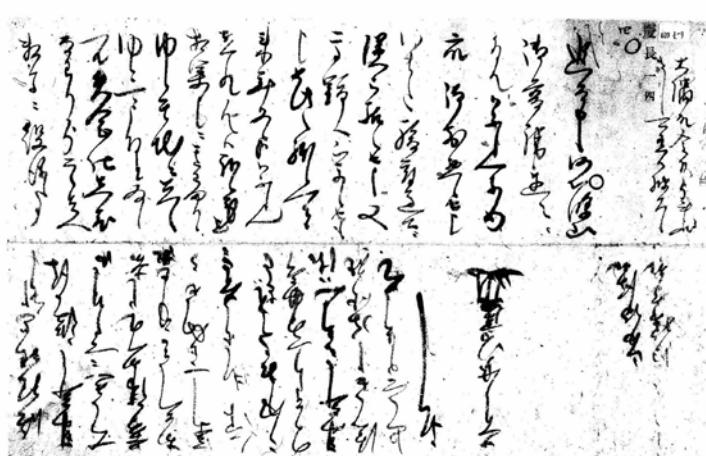


図1 十一月廿八日付山内康豊書状(御手許文書) 高知県立高知城歴史博物館蔵

(F) 春姫父浅野幸長と伯
父池田輝政

十一月の事態を収集したのは浅野幸長、池田輝政、後藤庄三郎、山下氏勝らであつた。浅野幸長は徳川義

直の婚約者春姫の父親で、池田輝政は妹が幸長の妻で、春姫には伯父であつて、ともにきわめて近い親戚として義直を支える役割が期待されていた。名古屋城の普請奉行五名および大工棟梁中井大和が決定されたとされる二月二日、家康はわざわざ浅野幸長を清須に呼び、その傅浅野孫左衛門（高勝）とともに面談したことは先に述べた（浅野文書、二月十日浅野孫左衛門宛浅野長政書状、浅野守夫氏文書、正月十一日浅野幸長書状、大史十二一六・五一頁、同二十三・八六頁）。幸長を婿の城たる名古屋城経営の責任者にしたと思われる。同じく春姫血縁の池田輝政も、前後して名古屋築城の取りまとめを依頼されたと推定される。ところがそれが外された。篠山城に近接する亀山城御普請が割り当てられたらし（後述）。浅野、池田には不本意な方針変更になつた。亀山城御普請とはいいうが、未完になつていた同じ丹波・篠山城の成就も命じられたのではないかと推測する。しかし年末以降、幸長、輝政の意向を軸に事態が進んでいく。

浅野文書・後庄三二後藤庄三郎宛の（慶長十五年）二月六日幸長書状はこれまでの史料集では名古屋（那古屋）という語句のある条項のみが引用されてきた（大史、名史）。全文は大日本古文書に掲載されている（一八七）。袖書を含めて年末から正月までの緊迫した動向が記されている。つづく慶長十四年極月晦日の幸長金子算用状（一八八）は、小判二百四十六枚を「三人ノ前」に渡して算用皆済としたものである。「三人」がだれなのか、わからないが、大晦日、そして正月二日、六日、九日、十九日というきわめて近接した時間帯に頻繁な手紙のやり取りがあつたから、関連を強く示唆される。使者塩見の行動に並行して、小判づくり後藤庄三郎との頻繁な連絡があつて、そうした状況で前年の決算が行わ

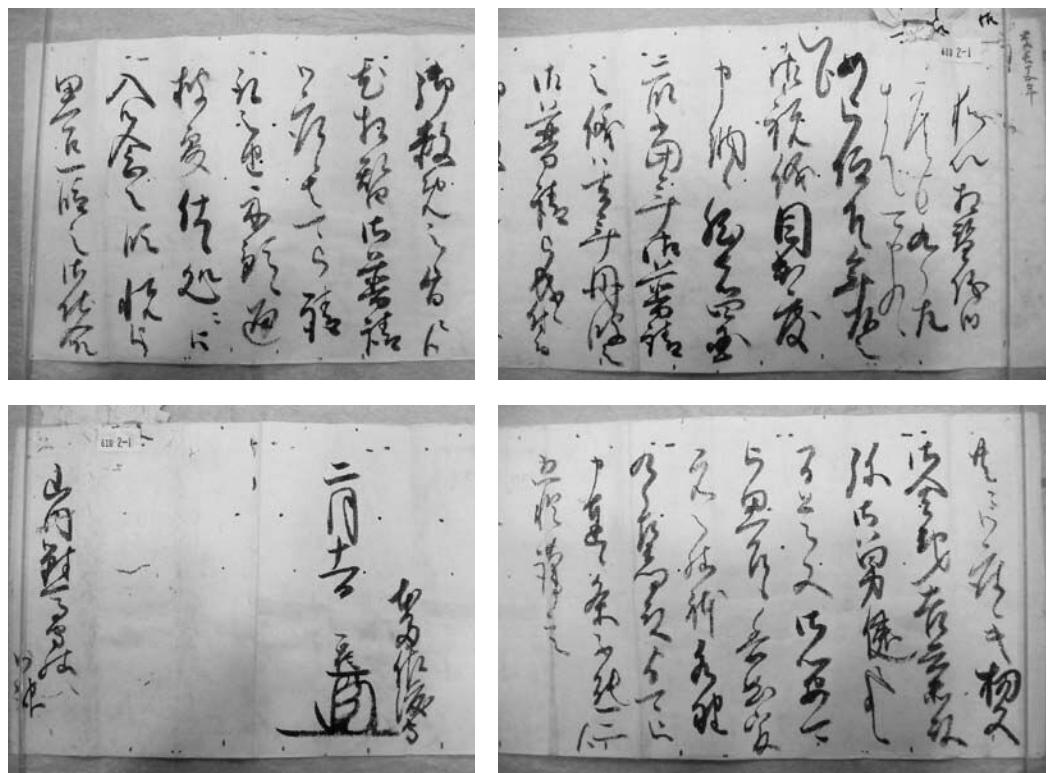


図2 二月十一日付本多佐渡守正信書状(御手許文書) 山内対馬守(康豊)宛
高知県立高知城歴史博物館蔵

れた。結果、「羽三左殿と申談、何やうとも三左衛門次第二可仕候間、可御心安候」とあって、解決に向かっていく。「被仰越候儀、毛頭他言不仕候間、少も御機遣被成間敷候」とある。正月に来た四通の書状には他言できない提案、方針が書かれていたようだ。そこから真相がわかるはずだが、むろん残されていない。浅野幸長、池田輝政は春姫血縁として、名古屋城普請は自身の任務と考えていたらうし、それにはできる限り大きな勢力で助役を得ることが不可欠だった。自分も含めて亀山城への方針変換は避ける努力をしたと推定する。浅野幸長は義直生母のおかめの方の口から家康に運動してもらうため、おかめの妹を妻とする山下氏勝、すなわち義直傳を通じて、家康から発議されるようにした（山下氏^泰覚書、村松六助氏所蔵、東大史料よりWEB公開）。こうした経緯があつて、いつたんは取りやめ（＝御赦免）とされていた名古屋御普請は、中国四国衆を含めて西国衆および紀州・北国で助役体制が組まれた。

池田輝政は連絡役たる普請奉行と同等ないしそれ以上の役割を果たしており、土佐藩主山内忠義が名古屋普請決定を知らせる国許に宛てた書状の本文には「駿府よりの書状、又三左殿御状もみな／＼為披見もたせ遣候へ共、陸と舟をわけて両方へ遣候」とあり、さらに尚書きにて「尚以委細ハ御奉行衆・三左衛門殿御書中ニ有之候」とする（閏二月六日書状・『愛知県史資料編』21、『山内家史料』）。また丁場割図で位置の場にいなかつた生駒の持ち場は集計部分で池田輝政分に寄せられていた。

中国四国衆には一定の配慮がなされた。その一つは従事する工期の短縮である。九州組は千石夫の計算は一月からで、大名の着任は二月上旬だった。しかし中国四国組は三月初めの着任で、この間、閏二月があつたから二ヶ月分短くなつた。このような着任時期のずれは江戸城普請で

も見られる。不均等課役・負担軽減の一形態であつた。また丁場割図にあるように、九州組と加賀藩には三割増しとしての丁場割計算がされた。中国四国組への軽減措置は当然池田・浅野そして山内にも適用された。彼らが恩恵を受けた。福島正則については史料が残っていないが、『当代記』に福島は池田・浅野を含めて「三人」と一括されている。さきの浅野の大晦日の算用も「三人」だった。史料の文言からは直ちに読み取ることのできない駆け引きが水面下で進行していた。

工期が遅れたことと負担割合の軽減は池田・浅野には経費的には有利になつたが、石の手配では不利になつただろう。しかし池田輝政は自領である姫路藩領から、龍山石（流紋岩質凝灰岩）を切り出して運搬した。池田丁場である御深井丸乾隅（清洲櫓々台）、二之丸西門、および本丸辰巳櫓々台には黄色の龍山石が重なつて積まれ圧巻である。これほどに巨大な龍山石が見られる場所は珍しく貴重である。前者には「三左」の刻銘もある。また浅野幸長は自領紀伊熊野から尾鷲石（花崗斑岩）を運搬し、二之丸東門一帯に配置した。石切丁場を遠隔地である自領・播磨、紀伊とした。池田・浅野の意気込みにはただならぬものがあつた。

二 慶長十五年の情勢

(G) 丹波亀山城御普請と行者山石切丁場

慶長十五年浅野と池田が亀山城周辺行者山石切場で工事に着手した。山内家側の文献にも記述がある。シンポジウムの席上、及川氏より指摘があつた。文献史料は山内家・高知城歴史博物館蔵の平井数馬死ての五月十六日山内掃部佐書状（長帳甲）で、『山内家史料』に史料 자체は掲載されたにもかかわらず、長文のため、該当箇所が中略とされていた。

(六四頁上段「中略」に相当、図3)。『山内家史料』は沼田頬輔氏が主任となって、若き日の平尾道雄氏ら碩学多数が当たられたものだが、史料の分量が膨大にすぎた故なのか、現代の史料集編纂基準では考えがたい省略があつて、うかつにも気づくことが遅れた。

丹波龜山ニも御普請可有御座様ニ、丹後衆被申候間、石場・小屋
場取ニ一昨日遣申候、是日慥成儀にて御無座候(アマツシテ)ハ共、惣様取ニ被
遣由申候間、右分申付候事、

年欠であるが、文中に八上が頻出している。八上城からの移転として

篠山城普請があつたのは慶長十四年で、五月には康豊が出向いており、この五月十六日書状はその時のものである。

篠山城は慶長十四年六月一日
鍬初め、九月出来（仮竣工）
である。同じ年に土佐山内家
では亀山に普請があると聞い
て、石場や小屋場の確保に当
たつたとある。文中丹後衆と

卷之三

図3 五月十六日付山内掃部佐書状 平井数馬宛 高知県立高知城歴史博物館蔵 『山内家史料』では該当箇所は「中略」。

ある。京極家であろう。山内
家中の百々越前守は京極支流
である。



図4 亀岡市行者山石切丁場刻銘 亀岡市文化資料館提供
 「あさのきい」「三さ」は浅野紀伊守、池田三左衛門、丹波亀山城に供給か。

篠山城が不本意なかたちで終了したが、亀山城と篠山城は八里の距離だったから、前年篠山の未完成部分の助役を命じることはありうる。

かつて いる（『丹波亀山城石垣石切工起 こす会・平成二三年、『光秀 亀山二〇一〇年、図4』）。浅野紀伊守・池山へは標高318メートルの天引峠が場への搬出はない。

浅野・池田は龜山城御普請に関与していた。この刻字の時期はわからぬけれど、丹波国龜山城普請は慶長十五年のみである。

私見では慶長十四年、名古屋城築城のスタート段階では浅野・池田が核になり、九州勢も中国四国勢も助役する西国体制。プラス北国・紀伊で

年で、慶長十五年閏二月

には開始され、七月には

記、宗國史、大史十二編

告知（御内旨）されていた。事実、四国の土佐山内家中が尾張での石切差配に従事した（先述の馬場彦兵衛）。ところが篠山城遷延が原因で西国動員体制が見直された。細川家を始め、九州勢については変わることではなく、規定方針通りに名古屋の準備をする。動搖はないけれど、助役体制が縮小すれば、自身の持分が増加した。中国四国勢については龜山築城への助役が検討され、風聞となつた。浅野・池田は行者山での石切に着手した。実際に指示があつたかも知れない

しかしこの西国・北国・紀伊体制による名古屋城体制が復活したので、行為者山丁場は龜山助役組に継承されていった。おそらくは売却したと考える。先に複数の丁場を受け持つ事例を紹介したが、この場合は龜山助役大名に譲渡して、西国・北国・紀伊勢は名古屋専念に切り替えたのである。龜山城普請には美濃・伊勢・三河衆ほか、また中國衆もいた（森忠政書状。本稿二一、四一頁）。龜山城は小早川秀秋時代の旧城が存在していく、完全な新城築城ではなく、小規模な普請ですんだかもしれない。

土佐山内家では、龜山御普請はたしかなる儀ではないとしており、「惣様（そそうさん・そうよう）」すて「取ニ」、不確かであつてもみながそ

うしている、とした（前頁史料）。使者の派遣・調査にとどめたか。行者山では、現時点では山内家のミツガシワ紋は検証されていない。

*ちなみに江戸で石が売買される時は高値時期であれば、百人持ちの石がひとつ銀二百枚、ごろた石が一間四方の箱一つで小判三両であった（『当代記』大史十二編三・九三三二頁）。百人持ちは「築城図屏風」にあるような縦十人横十人の井桁材で担ぐ石であろう。ひとり3キログラムなら3トン。銀は一枚四十三匁。現代の五万円と仮定して二百枚は一千円。

(H) 天守さやの石・進上の石・穴蔵

名古屋城ではこのあと慶長十五年の御縄張（四月上旬）・御鍬初（四月十八日）・根切（五月中下旬）・根石置（六月三日）・ならし（一番石ならしは六月十日朝で、二番石ならしは十一日か）、一部崩して「ちがい」の積み直し（六月十七日）という動きがあつた。天守台・本丸はA熱田台地分、B盛土分までが慶長十五年のうちに積まれた。そこで各大名は「天守さやの石」ほかを納めて九月頃に帰国した。

「御天守さやの石二百三つ・内角石三つ、同所栗石二十坪、并御進上之石大小千、内角石三十は奈古屋において受け取つた」と毛利家の記録にある（『毛利氏四代実録考証論断』大史一二一七・六八〇頁、名史・一三九）。山内家でも「御丁場掃除并御天守さやの石御進上之石等悉首尾相調」、帰国したと記している（『山内家史料』・九四頁）。

B盛土分は時間をかけて沈下安定させる。その時間をあけないと、穴蔵より上、C地階の石垣構築は開始できない。慶長十五年に助役した大名は現状のようなCまで積み上がつた天守台石垣を見る事はなく、帰国している。加藤清正とても同じで、十五年九月三日に熊本に帰城した。加藤清正が単独で積んだと記していた四月十八日覚は実施の一年前のもの、慶長十四年当時の構想を示している。丁場割図では天守台にはどの大名も名前がない。高田祐吉氏が天守台石垣の刻印には加藤家以外のものが見られるとして、その全ての石を番号を示して明らかにしている（『名古屋城天守台石垣の刻紋』名古屋城振興協会、一九八九年、一二三頁）。

御深井丸に旧状のままに平行移動で天守台礎石が保存されている。礎石には八すか（蜂須賀）の刻銘、また毛利家の刻印などがある（図5）。

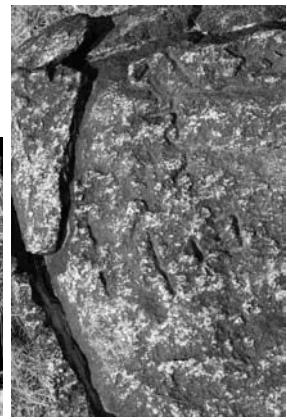


図5 名古屋城天守台礎石（右）および二之丸石垣（左）
刻銘「八すか内はせ川」

前者は「八すか内はせ川」「山田」「修理」の三点があつて、「山田」は蜂須賀家家老山田織部佐宗登、「修理」は稻田修理亮示植で、「はせ川」は長谷川兵庫佐貞安か。いずれの刻銘も城内の蜂須賀丁場複数に多数見られる。天守礎石の刻銘は天守が燃えなかつたら、誰も見ることはできなかつたかもしれないが、刻銘「山田」は側面にある。

天守台石垣はたしかに清正が主体になつて積んだが、清正が全てを積んだわけではない。さやの石は諸大名が納入して、本丸、御深井丸、西之丸に置いた。慶長十六年以降に、おそらくは美濃伊勢三河衆ないしは尾張遠江衆、そして穴太によつて天守台穴蔵石が積まれた。大天守・小天守の穴蔵（地階）は下部の外面のみの石垣とは異なつて、表側（外側）と裏側（内側）があり、枠形もあつたから、角の数が多く（大天守では十六、小天守では十四）、それだけ隅石、そして石自体が大量に必要とされた。

（一）石材搬入の棧橋

毛利家は二十万石だから、全体は五百万石でその二五倍、進上の石は

二万五千個、さやの石は五千個以上、計三万個以上、それが城内狭しと並んだ。天守に至近の御深井丸、ほか馬出、二之丸、西之丸にも置いただろう。本丸・御深井丸は熱田台地だから極端な標高差はない。穴蔵面＝天守穴蔵礎石面（B上面、C下部）への石垣運搬は本丸からも御深井丸からも棧橋を使ってあげたと考へる。「築城図屏風」にも作業用の斜路（作業道）の右側に三基の棧橋が並んで描かれる。名古屋城では宝暦修理の際の詳細がわかっている。「仕様ノ大法」の記述によれば、高さ八間程、巾四間（二本木二つ継）の井楼が天守の四周に組まれ、北と西に棧橋がかけられた。西側の棧橋一ヶ所は長さ二十四間、巾四間で、「御石垣切抜き之所江」渡された。橋台が組み立てられており、長さ三間の角木、四間五間の松丸太で六通りずつ登り桁を渡した。馬踏は五寸六寸の角木を置き並べ、両側に手摺杉丸太を取り付けて、大小の鉤（くび）をかけた、とある。上部が四間であるから、名古屋城下でいえば防火用に拡幅された四間道の幅員に同じだつた。

「井樓の高さ八間程」とは、現況内堀底から穴蔵までの高さ15メートルにほぼ同じである。六通りとある。棧橋には橋台があつた。「仕様ノ大法」図面では、材木を井桁に組み上げた橋脚が堀底に二、御深井丸に二ある。これを「橋台」といったのかもしれない。石垣修理の進行に連れて、当初は低かつたものが次第に上がつたはずだから、移動する段があつたか。図では五段が描かれている。

宝暦にはすでに「石垣切抜き」があつた。何もない平面だけだつた穴蔵へ、慶長十六年以降にさやの石が運び上げられる。慶長にも御深井丸からの棧橋が使われたと想定した。むろん宝暦と同じ構造とは限らない。熊本城下だが、慶長六年に架橋されたという、白川にかかる薩摩街道・

長六橋は幅は同じく四間（7.2メートル）で、高さはおよそ三間で筋交そして支柱があつた（熊本県立図書館・山崎文庫写真）。この橋に似た棧橋があつたとする、高さは倍の15メートル。底から六十度で支柱があつたとすれば、片側底面は $15 + \sqrt{3}$ で、底面長さの合計は24.6メートルになる。

内堀底の発掘調査で石列が一本検出された。南北の幅は25メートルであつた。□状ではなく、□でもなく、二本の並行線、一一だったから、台（四角形）ではない。

御深井丸西北隅櫓（清洲櫓）の御深井丸側・東と南に低位の石垣があつて、本来、光つけされた木材が一階壁の基礎にあつた。同じような構造を想定できる。推定した支柱を含む南北の長さに概ね一致する。

穴蔵下まで積んで地盤安定を待ったのち、工事が再開される。石を上げる場合に、東は本丸、西は御深井丸の両側から、天守台礎石高さにあれば効率がよかつた。その作業道は最後まで残しただろう。そこが切抜キ（切明、切開）とされ、宝暦工事にも再利用された。

(J) 水たたき

山内家では最後に「御本丸水た、き堀共に出来之事」とした（九月十五日佐久間河内守ほか連署状、『山内家史料』一一八頁）。「水た、き」の語は、大坂城、彦根城、臼杵城、熊本城ほかにもみえる。「たたき」であれば三和土と思うが、これまでの解釈はさまざまに異なつている。

細川家の史料では「（大坂城）南ハ水た、き不被仰付候」「水た、き水堀丁場、他家中へ相渡候付而、橋、艤而取申候故、石・くり石もならし候ほと石垣のうらへ引籠置候」、「町場水た、き少くるひ候由候、上石を取のけ被置候由」、「水た、きふくれ申ニ付而」とみえ、上石があつて、

本来狂いのないものだつた（以上『松井文庫所蔵古文書調査報告書』八代市立博物館一の九一四一三、三の五一九、五の七五八、『大日本近世史料・細川家史料』一〇の四八五、後藤典子氏ご教示による）。詳細は別途報告したい。

(K) 慶長十六年美濃・伊勢・三河衆による公儀御普請

慶長十六年（亥）は美濃・伊勢の先方衆（外様・竹中重門ほか）と三河在国衆が公儀御普請を担当（『当代記』ほか、名史一三〇、一五四、一五四、一二二八）、堀川の拡幅整備が行われた（同上、名史一九四、二〇六～二〇八）。丁場割図になかつた二之丸堀の外側、東・南・西の三之丸側石垣は十六年の築造であろう。公儀普請（助役）とは別に、同六月十三日から十七年十月八日までは戸波（穴太）駿河が小天守石垣を普請し、「亥ノ」七月二十三日、三十三人、三十三日分の扶持米（一日五升）を奉行に請求した（穴太駿河文書・名史二二六）。小天守台盛土分より上の穴蔵工事か。

(L) 慶長十七年美濃・伊勢・尾張・三河・遠江衆による公儀御普請

慶長十七年は尾張から竹腰山城守・成瀬隼人正が参加（『駿府記』ほか、名史二三〇～二三二二四二～二四四）、また美濃では三測光行・奥山重成が二人くみで「濃州知行」よりの千石夫を命じられている（同二四九・説田文書、年欠だが差出人の大久保長安が名古屋城奉行であったのは慶長十七年）。名古屋城では家作りと土居堀が命じられた（『駿府記』名史二三七、二三九、二四〇）。また美濃の郡上藩主遠藤但馬守と岩村藩主松平家乗（金森代）に「なこや御長屋御材木」調達が課されてい

る（後述）。

年欠・十二月二十八日付津山城主森忠政書状（滝川家文書・本稿二一頁）中、「去年丹波御普請」は十五年龜山城を指すから、この書状は慶長十六年のものとなる。来年（十七年）御普請で「堂泉州・金出雲、美濃・伊勢・尾州・三河・遠州」が「名古屋三ノ丸堀（掘）」を命じられた。上記『駿府記』のいう「土居堀」のことであろう。なお十五年丹波龜山城普請組のうち差出人の森忠政ら中国衆は、十七年には千石夫による江戸御舟入・町屋とその地形を命じられた。美濃岩出山に所領がある竹中丹後守重門や三河国岡崎藩主である本多豊後守康紀が、それぞれ秀忠や家康からの黒印状を得たのはこの二年のどちらかであろう（年欠三月二十五日・秀忠黒印状、竹中文書・大史第十二編六、一〇四六頁、名史八九、年欠九月十一日家康黒印状、『譜牒余録』大史第十二編七、六七八頁、名史一三七・二二八）。

穴太駿河は十七年七月七日に再度扶持米を得る（同二六〇）。天守作事はその後から開始された。

（M） 金森可重の動向

なお本報告書にて各位からの言及がある金森について補足したい。慶長十五年丁場割図には金森可重家中奉行人稻本小左衛門・時枝久右衛門の名前はあつたけれど、位置はなかつた。金森丁場のうち本丸大手馬出し部分に残されているのは、全て毛利秀就の刻印である。二之丸の金森丁場は北西隅に二ヶ所あるが、そのうち「拾五間 堀ノしきり」とある仕切り石垣は鍋島、田中、加藤嘉明の刻印で、高石垣は池田、前田、それにわずか加藤嘉明の刻印があつて、いざれにも金森刻印はない（名

註

（1）山内家では一豊弟が康豊Aであるが、慶長九年に子Bにその名（康豊B）を譲つて、自身は忠豊Aを名乗る。慶長十五年までBが康豊だが、上記経緯で忠義と改名、元和五年に三代忠豊CにA（忠豊）がその名を譲り、ふたたび康豊Aに復している。Cも康豊を使つた時期がある（『山内家史料』続刊随想）。

*服部「名古屋城築城考・普請編」（『名古屋城調査研究センター研究紀要』第三号、二〇一三年）は本章と密接に関連するので参照されたい。

古屋市史考古編』、高田祐吉氏）。年欠六月十七日細川忠利書状（松井文庫一四・一四四七）に金雲州が登場している。いつの普請か不明だが、慶長十五年のものであれば名古屋普請場にいたはずで、しかも二之丸に金森丁場は複数あつて、いずれも細川丁場に隣接していた。けれども「金雲州と御間むつ（むつまじい）とも無之由ニ承候へとも、されどもいたようだが、「我々ハいまた不參候」とあって、細川は六月中旬になつても金森を訪問していない。他所衆との付き合いは禁じられるとはいへ（池田法令・名史七四）、考えにくい。山村文書、年欠卯月廿日・松（平）和泉守家乗書状は、岩村城主の家乗が「金森代」として、郡上藩主遠藤但馬守と連署している（名史一〇二、二一〇）。美濃衆だから慶長十六年ないし十七年の普請参加だが、「代」とあり、「なこや御長屋御材木千百之分」に関わる。普請というよりは材木調達が任務であつた。飛驒の金森には材木の調達などの別任務が課せられたのかもしれない。金森出雲守宛の年欠七月二十三日付秀忠からの見舞いの書状が出される（『譜牒余録』、名史一二七）。この日付で同内容の書状をもらつた大名はいない。